

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年5月29日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社TGTホールディングス
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【電話番号】	03-6212-6098
【事務連絡者氏名】	インテグラル株式会社 CFO兼コントローラー 澄川 恭章
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社TGTホールディングス (東京都千代田区丸の内一丁目9番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社TGTホールディングスをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年5月16日付で提出した公開買付届出書（2025年5月26日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、公開買付者への出資ストラクチャー及び公開買付者の資金調達方法に関して、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、公開買付届出書の添付書類である出資証明書に変更がありましたので、当該添付書類である出資証明書を差し替えるものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

8 買付け等に要する資金

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

- (1) 本公開買付けの概要
(訂正前)

< 前略 >

本書提出日現在、中間ピークル及び中間ピークルは、いずれも設立されておられません。本書提出後に中間ピークル及び中間ピークルが設立され、本間接出資ストラクチャーにより公開買付者への出資が行われることとなった場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

その後、中間ピークル及び中間ピークルの設立が完了し、本間接出資ストラクチャーにより公開買付者への出資が行われることとなりました。

< 後略 >

8【買付け等に要する資金】

- (2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【その他資金調達方法】

(訂正前)

内容	金額(千円)
インテグラル株式会社による出資	310,000
インテグラル5号投資事業有限責任組合による出資	1,970,000
Innovation Alpha L.P.による出資	660,000
Initiative Delta L.P.による出資	820,000
Infinity Gamma L.P.による出資	660,000
計(d)	4,420,000

- (注1) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、インテグラルから、310,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年5月15日付で取得しております。なお、当該出資の前提条件はありません。また、公開買付者は、インテグラルが2025年3月25日に提出した第19期有価証券報告書に記載された連結財務諸表の連結財政状態計算書を確認する方法により、インテグラルが上記出資を行う資力が十分であることを確認しています。

- (注2) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、インテグラル5号投資事業有限責任組合から、1,970,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年5月15日付で取得しております。なお、当該出資の前提条件はありません。なお、インテグラル5号投資事業有限責任組合は、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき設立された投資事業有限責任組合です。インテグラル5号投資事業有限責任組合は、無限責任組合員であるインテグラル5号GP投資事業有限責任組合(インテグラルの子会社であるインテグラル・パートナーズ株式会社が無限責任組合員として運営・管理する投資事業有限責任組合です。)のほか、国内の銀行、証券会社、信用金庫、生命保険会社、年金基金及びファンドオブファンズからなる機関投資家並びに国立研究開発法人及び事業会社を有限責任組合員としております。インテグラル5号投資事業有限責任組合の有限責任組合員は、それぞれ一定額を上限額(以下「出資約束金額」といいます。)としてインテグラル5号投資事業有限責任組合に金銭出資を行うことを約束しており、インテグラル5号投資事業有限責任組合の無限責任組合員から7営業日前までに出資請求通知を受けた場合には、各有限責任組合員は、無限責任組合員が指定した日までに、各自の出資約束金額から既にその有限責任組合員が出資した金額を控除した額の範囲内で、必要となる金額を各組合員の出資約束金額に応じて按分した額を金銭出資する義務を負っております。また、一部の有限責任組合員が出資義務を履行しない場合であっても、他の有限責任組合員はその出資義務を免れるものではなく、インテグラル5号投資事業有限責任組合の無限責任組合員は、インテグラル5号投資事業有限責任組合が本出資の金額に相当する資金を拠出できるよう、一定の範囲において、他の有限責任組合員がそれぞれの出資約束金額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分に充てることができます。

- (注3) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、Innovation Alpha L.P.から、660,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年5月15日付で取得しております。なお、当該出資の前提条件はありません。Innovation Alpha L.P.は、インテグラルが投資助言を行うInnovation Partners Alpha Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理する、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipです。Innovation Alpha L.P.は、General PartnerであるInnovation Partners Alpha Ltd.のほか、年金基金、銀行、保険会社、ソブリンウェルスファンド及び資産運用会社をLimited Partnerとしております。Innovation Alpha L.P.のLimited Partnerは、それぞれ一定額を上限額としてInnovation Alpha L.P.に金銭出資を行うことを約束しており、Innovation Alpha L.P.のGeneral Partnerから出資請求通知を受けた場合には、各Limited Partnerは、General Partnerが指定した日までに、各自の上限額から既にそのLimited Partnerが出資した金額を控除した額の範囲内で、必要となる金額を各組合員の上限額に応じて按分した額を金銭出資する義務を負っております。また、Innovation Alpha L.P.は、Innovation Alpha L.P.のGeneral Partner及びLimited Partnerに対する財務内容の調査等により、その資力につき確認しており、かかる確認の結果、Innovation Alpha L.P.は、General Partner及びLimited Partnerから出資を受けられることは確実であると考えております。また、一部のLimited Partnerが出資義務を履行しない場合であっても、他のLimited Partnerはその出資義務を免れるものではなく、Innovation Alpha L.P.のGeneral Partnerは、Innovation Alpha L.P.が公開買付者への出資の金額に相当する資金を拠出できるよう、各Limited Partnerに対して、その上限額から既にそのLimited Partnerが出資した金額を控除した額の範囲において、それぞれの上限額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分に充てることができます。
- (注4) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、Initiative Delta L.P.から、820,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年5月15日付で取得しております。なお、当該出資の前提条件はありません。Initiative Delta L.P.は、インテグラルが投資助言を行うInitiative Partners Delta Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理する、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipです。Initiative Delta L.P.は、General PartnerであるInitiative Partners Delta Ltd.のほか、年金基金、財団、保険会社、大学基金及びファンドオブファンズをLimited Partnerとしております。Initiative Delta L.P.のLimited Partnerは、それぞれ一定額を上限額としてInitiative Delta L.P.に金銭出資を行うことを約束しており、Initiative Delta L.P.のGeneral Partnerから出資請求通知を受けた場合には、各Limited Partnerは、General Partnerが指定した日までに、各自の上限額から既にそのLimited Partnerが出資した金額を控除した額の範囲内で、必要となる金額を各組合員の上限額に応じて按分した額を金銭出資する義務を負っております。また、Initiative Delta L.P.は、Initiative Delta L.P.のGeneral Partner及びLimited Partnerに対する財務内容の調査等により、その資力につき確認しており、かかる確認の結果、Initiative Delta L.P.は、General Partner及びLimited Partnerから出資を受けられることは確実であると考えております。また、一部のLimited Partnerが出資義務を履行しない場合であっても、他のLimited Partnerはその出資義務を免れるものではなく、Initiative Delta L.P.のGeneral Partnerは、Initiative Delta L.P.が公開買付者への出資の金額に相当する資金を拠出できるよう、各Limited Partnerに対して、その上限額から既にそのLimited Partnerが出資した金額を控除した額の範囲において、それぞれの上限額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分に充てることができます。
- (注5) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、Infinity Gamma L.P.から、660,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年5月15日付で取得しております。なお、当該出資の前提条件はありません。Infinity Gamma L.P.は、インテグラルが投資助言を行うInitiative Partners Gamma Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理する、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipです。Infinity Gamma L.P.は、General PartnerであるInfinity Partners Gamma Ltd.のほか、年金基金、保険会社、大学基金、ソブリンウェルスファンド及び資産運用会社をLimited Partnerとしております。Infinity Gamma L.P.のLimited Partnerは、それぞれ一定額を上限額としてInfinity Gamma L.P.に金銭出資を行うことを約束しており、Infinity Gamma L.P.のGeneral Partnerから出資請求通知を受けた場合には、各Limited Partnerは、General Partnerが指定した日までに、各自の上限額から既にそのLimited Partnerが出資した金額を控除した額の範囲内で、必要となる金額を各組合員の上限額に応じて按分した額を金銭出資する義務を負っております。また、Infinity Gamma L.P.は、Infinity Gamma L.P.のGeneral Partner及びLimited Partnerに対する財務内容の調査等により、その資力につき確認しており、かかる確認の結果、Infinity Gamma L.P.は、General Partner及びLimited Partnerから出資を受けられることは確実であると考えております。また、一部のLimited Partnerが出資義務を履行しない場合であっても、他のLimited Partnerはその出資義務を免れるものではなく、Infinity Gamma L.P.のGeneral Partnerは、Infinity Gamma L.P.が公開買付者への出資の金額に相当する資金を拠出できるよう、各Limited Partnerに対して、その上限額から既にそのLimited Partnerが出資した金額を控除し

た額の範囲において、それぞれの上限額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分に充てることができます。

- (注6) 上記「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、インテグラル、インテグラル5号投資事業有限責任組合、Innovation Alpha L.P.、Initiative Delta L.P.及びInfinity Gamma L.P.は、公開買付者に対する出資を、本間接出資ストラクチャーにより行う予定ですが、本書提出日現在、中間ピークル及び中間ピークルは、いずれも設立されておりません。本書提出後に中間ピークル及び中間ピークルが設立され、本間接出資ストラクチャーにより公開買付者への出資が行われることとなった場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

(訂正後)

内容	金額(千円)
Atagoインテグラル1投資事業有限責任組合による出資	310,000
Atagoインテグラル2投資事業有限責任組合による出資	1,970,000
Innovation Alpha Atago L.P.による出資	660,000
Initiative Delta Atago L.P.による出資	820,000
Infinity Gamma Atago L.P.による出資	660,000
計(d)	4,420,000

- (注1) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、Atagoインテグラル1投資事業有限責任組合から、310,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年5月28日付で取得しております。なお、当該出資の前提条件はありません。また、Atagoインテグラル1投資事業有限責任組合は、当該出資の裏付けとして、Atagoインテグラル1投資事業有限責任組合に対して資金を拠出する予定のAtago1投資事業有限責任組合から、320,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年5月28日付で取得しております。なお、当該出資の前提条件はありません。また、Atago1投資事業有限責任組合は、当該出資の裏付けとして、Atago1投資事業有限責任組合に対して資金を拠出する予定のインテグラルから、330,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年5月28日付で取得しております。なお、当該出資の前提条件はありません。また、Atago1投資事業有限責任組合は、インテグラルが2025年3月25日に提出した第19期有価証券報告書に記載された連結財務諸表の連結財政状態計算書を確認する方法により、インテグラルが上記出資を行う資力が十分であることを確認しています。

- (注2) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、Atagoインテグラル2投資事業有限責任組合から、1,970,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年5月28日付で取得しております。なお、当該出資の前提条件はありません。また、Atagoインテグラル2投資事業有限責任組合は、当該出資の裏付けとして、Atagoインテグラル2投資事業有限責任組合に対して資金を拠出する予定のAtago2投資事業有限責任組合から、1,980,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年5月28日付で取得しております。なお、当該出資の前提条件はありません。インテグラル5号投資事業有限責任組合は、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき設立された投資事業有限責任組合です。インテグラル5号投資事業有限責任組合は、無限責任組合員であるインテグラル5号GP投資事業有限責任組合(インテグラルの子会社であるインテグラル・パートナーズ株式会社が無限責任組合員として運営・管理する投資事業有限責任組合です。)のほか、国内の銀行、証券会社、信用金庫、生命保険会社、年金基金及びファンドオブファンズからなる機関投資家並びに国立研究開発法人及び事業会社を有限責任組合員としております。インテグラル5号投資事業有限責任組合の有限責任組合員は、それぞれ一定額を上限額(以下「出資約束金額」といいます。)としてインテグラル5号投資事業有限責任組合に金銭出資を行うことを約束しており、インテグラル5号投資事業有限責任組合の無限責任組合員から7営業日前までに出資請求通知を受けた場合には、各有限責任組合員は、無限責任組合員が指定した日までに、各自の出資約束金額から既にその有限責任組合員が出資した金額を控除した額の範囲内で、必要となる金額を各組合員の出資約束金額に応じて按分した額を金銭出資する義務を負っております。また、一部の有限責任組合員が出資義務を履行しない場合であっても、他の有限責任組合員はその出資義務を免れるものではなく、インテグラル5号投資事業有限責任組合の無限責任組合員は、インテグラル5号投資事業有限責任組合が本出資の金額に相当する資金を拠出できるよう、一定の範囲において、他の有限責任組合員がそれぞれの出資約束金額の割合に応

じた額を追加出資するよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分に充てることができる。

(注3) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、Innovation Alpha Atago L.P.から、660,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年5月28日付で取得しております。なお、当該出資の前提条件はありません。また、Innovation Alpha Atago L.P.は、当該出資の裏付けとして、Innovation Alpha Atago L.P.に対して資金を拠出する予定のIA Atago L.P.から、670,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年5月28日付で取得しております。なお、当該出資の前提条件はありません。また、IA Atago L.P.は、当該出資の裏付けとして、IA Atago L.P.に対して資金を拠出する予定のInnovation Alpha L.P.から、680,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年5月28日付で取得しております。なお、当該出資の前提条件はありません。Innovation Alpha L.P.は、インテグラルが投資助言を行うInnovation Partners Alpha Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理する、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipです。Innovation Alpha L.P.は、General PartnerであるInnovation Partners Alpha Ltd.のほか、年金基金、銀行、保険会社、ソブリンウェルスファンド及び資産運用会社をLimited Partnerとしております。Innovation Alpha L.P.のLimited Partnerは、それぞれ一定額を上限額としてInnovation Alpha L.P.に金銭出資を行うことを約束しており、Innovation Alpha L.P.のGeneral Partnerから出資請求通知を受けた場合には、各Limited Partnerは、General Partnerが指定した日までに、各自の上限額から既にそのLimited Partnerが出資した金額を控除した額の範囲内で、必要となる金額を各組員の上限額に応じて按分した額を金銭出資する義務を負っております。また、Innovation Alpha L.P.は、Innovation Alpha L.P.のGeneral Partner及びLimited Partnerに対する財務内容の調査等により、その資力につき確認しており、かかる確認の結果、Innovation Alpha L.P.は、General Partner及びLimited Partnerから出資を受けられることは確実であると考えております。また、一部のLimited Partnerが出資義務を履行しない場合であっても、他のLimited Partnerはその出資義務を免れるものではなく、Innovation Alpha L.P.のGeneral Partnerは、Innovation Alpha L.P.が公開買付者への出資の金額に相当する資金を拠出できるよう、各Limited Partnerに対して、その上限額から既にそのLimited Partnerが出資した金額を控除した額の範囲において、それぞれの上限額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分に充てることができます。

(注4) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、Initiative Delta Atago L.P.から、820,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年5月28日付で取得しております。なお、当該出資の前提条件はありません。また、Initiative Delta Atago L.P.は、当該出資の裏付けとして、Initiative Delta Atago L.P.に対して資金を拠出する予定のID Atago L.P.から、830,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年5月28日付で取得しております。なお、当該出資の前提条件はありません。また、ID Atago L.P.は、当該出資の裏付けとして、ID Atago L.P.に対して資金を拠出する予定のInitiative Delta L.P.から、840,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年5月28日付で取得しております。なお、当該出資の前提条件はありません。Initiative Delta L.P.は、インテグラルが投資助言を行うInitiative Partners Delta Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理する、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipです。Initiative Delta L.P.は、General PartnerであるInitiative Partners Delta Ltd.のほか、年金基金、財団、保険会社、大学基金及びファンドオブファンズをLimited Partnerとしております。Initiative Delta L.P.のLimited Partnerは、それぞれ一定額を上限額としてInitiative Delta L.P.に金銭出資を行うことを約束しており、Initiative Delta L.P.のGeneral Partnerから出資請求通知を受けた場合には、各Limited Partnerは、General Partnerが指定した日までに、各自の上限額から既にそのLimited Partnerが出資した金額を控除した額の範囲内で、必要となる金額を各組員の上限額に応じて按分した額を金銭出資する義務を負っております。また、Initiative Delta L.P.は、Initiative Delta L.P.のGeneral Partner及びLimited Partnerに対する財務内容の調査等により、その資力につき確認しており、かかる確認の結果、Initiative Delta L.P.は、General Partner及びLimited Partnerから出資を受けられることは確実であると考えております。また、一部のLimited Partnerが出資義務を履行しない場合であっても、他のLimited Partnerはその出資義務を免れるものではなく、Initiative Delta L.P.のGeneral Partnerは、Initiative Delta L.P.が公開買付者への出資の金額に相当する資金を拠出できるよう、各Limited Partnerに対して、その上限額から既にそのLimited Partnerが出資した金額を控除した額の範囲において、それぞれの上限額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分に充てることができます。

(注5) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、Infinity Gamma Atago L.P.から、660,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年5月28日付で取得しております。なお、当該出資の前提条件はありません。また、Infinity Gamma Atago L.P.は、当該出資の裏付けとして、Infinity Gamma

Atago L.P.に対して資金を拠出する予定のIG Atago L.P.から、670,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年5月28日付で取得しております。なお、当該出資の前提条件はありません。

また、IG Atago L.P.は、当該出資の裏付けとして、IG Atago L.P.に対して資金を拠出する予定のInfinity Gamma L.P.から、680,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年5月28日付で取得しております。なお、当該出資の前提条件はありません。

Infinity Gamma L.P.は、インテグラルが投資助言を行うInitiative Partners Gamma Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理する、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipです。Infinity Gamma L.P.は、General PartnerであるInfinity Partners Gamma Ltd.のほか、年金基金、保険会社、大学基金、ソブリンウェルスファンド及び資産運用会社をLimited Partnerとしております。

Infinity Gamma L.P.のLimited Partnerは、それぞれ一定額を上限額としてInfinity Gamma L.P.に金銭出資を行うことを約束しており、Infinity Gamma L.P.のGeneral Partnerから出資請求通知を受けた場合には、各Limited Partnerは、General Partnerが指定した日までに、各自の上限額から既にそのLimited Partnerが出資した金額を控除した額の範囲内で、必要となる金額を各組合員の上限額に応じて按分した額を金銭出資する義務を負っております。

また、Infinity Gamma L.P.は、Infinity Gamma L.P.のGeneral Partner及びLimited Partnerに対する財務内容の調査等により、その資力につき確認しており、かかる確認の結果、Infinity Gamma L.P.は、General Partner及びLimited Partnerから出資を受けられることは確実であると考えております。

また、一部のLimited Partnerが出資義務を履行しない場合であっても、他のLimited Partnerはその出資義務を免れるものではなく、Infinity Gamma L.P.のGeneral Partnerは、Infinity Gamma L.P.が公開買付者への出資の金額に相当する資金を拠出できるよう、各Limited Partnerに対して、その上限額から既にそのLimited Partnerが出資した金額を控除した額の範囲において、それぞれの上限額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分に充てることができます。

公開買付届出書の添付書類

出資証明書

公開買付者は、上記訂正後の「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「 その他資金調達方法」に記載のとおり、出資証明書の内容を一部変更した出資証明書を2025年5月28日付で再度取得いたしましたので、添付の出資証明書と差し替えます。